

相模原市 事件・事故等対処計画

平成29年4月

相模原市 危機管理局

目 次

本 編

第1章 総 則

- 第1 目 的・・・・・・・・・・(P1)
- 第2 定 義・・・・・・・・・・(P1)
- 第3 各種防災計画等との関係・・・・・・・・(P2)
- 第4 危機対処の基本的な考え方・・・・・・・・(P2)
- 第5 危機管理体制・・・・・・・・・・(P3)
- 第6 情報伝達・・・・・・・・・・(P7)

第2章 事前対策

- 第1 危機に関する調査・研究・・・・・・・・(P9)
- 第2 危機管理細部計画等の作成・・・・・・・・(P9)
- 第3 関係機関等との連携・・・・・・・・(P9)
- 第4 訓練・研修の実施・・・・・・・・(P9)

第3章 応急対策

- 第1 応急対策の検討・決定・・・・・・・・(P10)
- 第2 応急対策の実施・・・・・・・・・・(P11)
- 第3 広報の実施・・・・・・・・・・(P11)

第4章 事後対策

- 第1 復旧対策の推進・・・・・・・・・・(P12)
- 第2 被害等の影響の軽減・・・・・・・・(P12)
- 第3 再発防止策の検討・実施・・・・(P12)
- 第4 対応の評価と危機管理細部計画等の見直し・・・・・・・・・・(P13)

この計画における用語の定義	
用語	用語の定義
局	「相模原市地域防災計画」の災害対策本部組織に位置づけられている総務局、企画財政局、市民局、健康福祉局、こども・若者未来局、環境経済局、都市建設局、教育局、消防局、行政委員会(行政委員会については、議会局(長)が総括する。) 緑区役所、中央区役所及び南区役所を示す。
部	局に属する部を示し、保健所を含む。
課	「相模原市行政組織及び事務分掌規則」に規定する、課相当の組織を示し、室、センター及び所を含む。

報告書

- (別記様式) 事件・事故等発生報告書(第 報)・・・・・・・・・・(P14)

対処表

- 1 「事件・事故等対処計画」の位置づけ・・・・・・・・・・(P15)
- 2 「事件・事故等対処計画」で対象とする主な危機と所管局等 【事象別】・・・・・・・・(P16、17)
- 3 「事件・事故等対処計画」で対象とする主な危機と所管局等 【所管局別】・・・・・・・・(P18、19)
- 4 危機発生時における対処の流れ・・・・・・・・・・(P20)
- 5 危機レベルの判断基準・・・・・・・・・・(P21)
- 6 危機発生時における情報伝達の流れ 【勤務時間外】・・・・・・・・(P22)
- 7 危機発生時における情報伝達の流れ 【勤務時間】・・・・・・・・(P23)

参 考 各局・区における危機管理関連マニュアル等一覧 P1～3

第1章 総則

第1 目的

この計画は、「相模原市危機管理指針」に基づき、市民に重大な被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある事態から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。

「地域防災計画」で対処する地震災害及び風水害等、並びに「国民保護計画」で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、それぞれの計画で対処する。

第2 定義

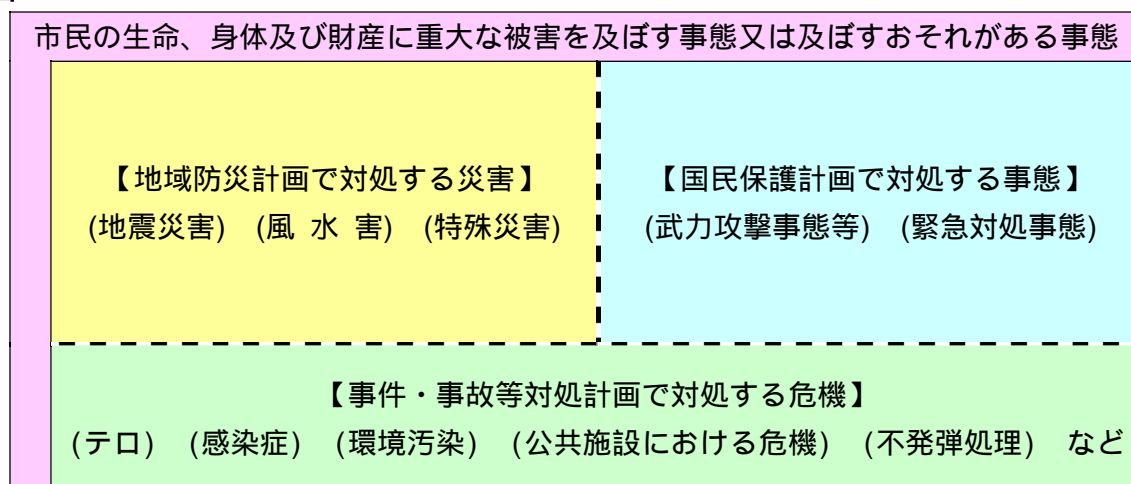
1 事件・事故等 <図1>参照

事件・事故等(以下「危機」という。)とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」のうち、災害(地域防災計画)や武力攻撃事態等及び緊急対処事態(国民保護計画)を除いたテロ、感染症、環境汚染などをいう。

対象とする主な危機

危機事象	内容
テロ	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
感染症	新型インフルエンザ等の大規模発生や原因不明又は重篤な感染症の発生
環境汚染	大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
その他	公共施設における危機、凶悪犯罪による被害、不発弾処理など

<図1>



2 組織名

用語	用語の定義
局	「相模原市地域防災計画」の災害対策本部組織に位置づけられている総務局、企画財政局、市民局、健康福祉局、こども・若者未来局、環境経済局、都市建設局、教育局、消防局、行政委員会(行政委員会については、議会局(長)が総括する。) 緑区役所、中央区役所及び南区役所を示す。
部	局に属する部を示し、保健所を含む。
課	「相模原市行政組織及び事務分掌規則」に規定する、課相当の組織を示し、室、センター及び所を含む。

第3 各種防災計画等との関係

- 1 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機については、既存の防災計画等により対処する。
- 2 法令等に義務づけられていないが、すでに対処方法等が定まっている危機については、当該対処方法等により対処し、初動対応等については事件・事故等対処計画(以下「対処計画」という。)を準用する。
- 3 前記1及び2以外の危機が発生した場合は、対処計画に沿って処理する。
- 4 対処計画に定められていない事項については、地域防災計画を準用して処理する。

第4 危機対処の基本的な考え方

- 1 所管課が明確な場合
 - (1) 所管課は、対処計画及びあらかじめ策定している細部計画等又は過去の類似事案の処理結果に基づき対処するとともに、必要に応じて局内の応援を得て対処する。
 - (2) 危機管理局と連携するとともに関係課等に情報の提供を行う。
- 2 所管課が不明な場合
 - (1) 危機管理局が初動対応を行い、関係課と連携して対処する。
 - (2) 所管課が判明又は決定した場合は処理を移管する。

3 局内で対処可能【危機監視体制】(危機レベル1)

- (1) 所管局長は、関係課長等を招集し、局・区役所危機管理責任者会議を開催する。
- (2) 危機管理監は、対処方針等必要な指示を行う。
- (3) 所管局長は、対処方針を決定し、危機管理局・関係課が連携して対処する。
- (4) 所管局長を本部長とした危機監視体制本部を設置する。

4 複数の局が連携して対処【危機警戒本部体制】(危機レベル2)

- (1) 危機管理監は、関係局長等を招集し、危機管理責任者会議を開催して対処方針を決定する。
- (2) 所管局が主体となり危機管理局・関係局が連携して対処する。
- (3) 危機管理監を本部長とした危機警戒本部を設置する。

5 全庁的な対応が必要と認められる場合【危機対策本部体制】(危機レベル3)

- (1) 危機管理監は、各局長等を招集し、危機管理責任者会議を開催して対処方針を決定する。
- (2) 所管局が主体となり危機管理局・各局が連携して対処する。
- (3) 市長を本部長とした危機対策本部を設置する。

第5 危機管理体制

1 危機レベルの判断

危機レベルの判断は、下表の「配備基準」及び「市の体制」を判断の目安とし、危機管理監が所管局長等と協議の上、危機を総合的に判断して決定する。

危機レベル	配備基準	市の体制
危機レベル1	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、局内で対処が可能。	【危機監視体制】 ・本部長：所管局長・区長 ・所管局が主体となり危機管理局・関係各課が連携して対処
危機レベル2	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が大きく、複数の局が連携して対処する必要がある。	【危機警戒本部体制】 ・本部長：危機管理監 ・所管局が主体となり危機管理局・関係各局が連携して対処 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用
危機レベル3	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要である。	【危機対策本部体制】 ・本部長：市長 ・所管局が主体となり危機管理局・各局が連携して対処する。 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用

2 危機管理体制

(1) 危機管理局の役割（平常時・危機発生時）

危機管理局は、危機に関する調査、研究及び情報収集に努めるとともに、関係課と連携を図り、万全な危機管理体制を構築する。

(2) 危機管理連絡会（平常時）

市内又は他都市において、危機又は危機に発展する恐れのある事象が発生し、緊急対策課長若しくは危機管理課長が必要と認めた場合、危機管理連絡会(相模原市危機管理連絡会の設置に関する要綱平成22年6月1日施行)を開催し、危機管理に関する情報の共有、連絡体制の構築及び危機発生時における対応の協議等を行う。

(3) 危機管理責任者会議（平常時・危機発生時）

危機管理の総合的な推進を図るため、危機管理監を座長とした危機管理責任者会議（相模原市危機管理責任者会議設置要綱平成23年8月11日施行）を開催し、危機管理の基本方針や総合的な計画に関することなどの所掌事項を協議する。

(4) 危機情報連絡体制（危機発生時）

市内において、何らかの危機又は危機への発展が予測される場合、速やかに危機情報連絡体制を配備し、情報収集及び危機レベル体制への移行等を判断する。

情報収集の結果、危機レベル体制への移行が必要ないと判断された場合は、所管課にて事案処理を行い、関係先に情報の提供を行う。

< 危機情報連絡体制の構成 >

危機情報連絡体制	主な任務
危機管理監（危機管理統括責任者）	危機レベル移行を判断
副危機管理監	危機管理監を補佐
局長・区長（危機管理責任者）	所管局・区を指揮監督
部長	所管部を指揮監督
危機管理局	情報収集及び所管課と連携した事案処理
所管課長及び職員	情報収集・事案処理・関係先へ情報提供

参考 相模原市危機管理指針に定める危機管理の推進体制

危機管理統括責任者

危機管理監は、危機管理統括責任者として、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理するとともに、危機管理責任者を統括する。

危機管理責任者

各局・区の長等は、危機管理責任者として、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者、関係機関等との横断的な連携を図り、各局・区等における危機管理を推進する。

(5) 危機レベル体制（危機発生時）

【危機レベル体制】 (危機レベル) 配備体制 < >書きは、相模原市 災害対策本部条例等で 定める職務を示す。			
		【危機警戒本部体制】 (危機レベル2)	【危機対策本部体制】 (危機レベル3)
	【危機監視体制】 (危機レベル1)		
市長 <災害対策本部長>			本部長
副市長・教育長 <災害対策副本部長>			副本部長
危機管理監 <災害対策本部員>		本部長	事務局長
局長・区長 <災害対策本部員>	本部長 (所管局長・区長)	副本部長 (所管局長・区長) (関係局長・区長)	本部員
部長等 <災害対策副本部員>	副本部長 (所管部長等)	本部員 (所管部長等) (関係部長等)	副本部員
副危機管理監 <災害対策副本部員>		事務局長	副事務局長
危機管理局職員		事務局員	事務局員
地域防災計画に定め る本部事務局員		事務局員	事務局員
課	所管課長(事務 局長)及び職員	所管課長、関係 課長及び職員	
応援職員			

注) 印は、体制を構成する職員を示す。

(6) 職員の動員

本部長は、危機レベルの判断基準に基づき、職員の動員を発令する。ただし、本部長が不在の場合は、所管局長等の判断で動員指令を発令し、危機管理局に報告する。

ア 危機監視体制（危機レベル1）

危機監視体制における職員の動員については、所管局長が危機管理監と協議し、動員指令を発令する。

イ 危機警戒本部体制（危機レベル２）

危機警戒本部体制における職員の動員については、危機管理監が所管局長と協議し、地域防災計画に定める特殊災害における配備体制（レベル２）の基準を準用して、危機管理監が動員指令を発令する。

ウ 危機対策本部体制（危機レベル３）

危機対策本部体制における職員の動員については、地域防災計画に定める特殊災害における配備体制（レベル３）の基準を準用して、市長が動員指令を発令する。

３ 危機レベル体制における任務

（１） 危機監視体制（危機レベル１）

ア 危機管理監

危機管理監は、危機管理統括責任者として、危機監視体制下における所管局の対処に対し、必要な指示を行うとともに、対処方針を判断する。

イ 本部長

危機を所管する局長及び区長は、危機監視体制の本部長として関係課長等を招集し、局・区役所危機管理責任者会議を開催し、対処方針等を決定するとともに、局及び区役所内の職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

危機を所管する部長等は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するとともに、部内の職員を指揮監督する。

エ 所管課長

危機を所管する課長は、危機監視体制における事務局長として、緊急対策課長等と連携を図り危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

オ 緊急対策課長及び危機管理局職員

緊急対策課長は、危機から想定される被害を予測し、関係課への情報提供等、必要な助言を行うとともに、危機管理局職員を指揮監督し所管課を補佐する。

カ 応援職員

応援職員の派遣については、所管課のみでの対応が困難な場合などに、所管局長が危機管理監と協議し、関係課長等に要請する。要請を受けた関係課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。

応援職員は、所管課長又は緊急対策課長の指示により行動する。

（２） 危機警戒本部体制（危機レベル２）

ア 本部長

危機管理監は、危機警戒本部長として関係局長等を招集し、危機管理責任者会議を開催し、対処方針を決定する。

イ 副本部長

危機を所管する局長及び区長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するとともに、局及び区役所内の職員を指揮監督する。

関係局長及び区長は、所管局長等と連携して対処するとともに、局及び区役所内の職員を指揮監督する。

ウ 本部員

危機を所管する部長は、関係部長と連携して対処するとともに、部内の職員を指揮監督する。

関係部長は、所管部長と連携して対処するとともに、部内の職員を指揮監督する。

エ 事務局長

副危機管理監は、危機警戒本部事務局長として、事務局員を指揮監督する。

オ 事務局員

危機管理局職員及び地域防災計画に基づく本部事務局員は、危機警戒本部事務局員として、事務局長の指示により所管局を支援する。

カ 所管課長等

危機を所管する課長は、関係課長と連携を図り危機に対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

関係課長は、所管課長と連携して対処するとともに、課内の職員を指揮監督する。

キ 応援職員

応援職員の派遣については、所管課等のみでの対応が困難な場合などに、危機管理監が所管局長と協議し、関係課長等に要請する。要請を受けた関係課長等は、課内の業務を勘案し、職員を派遣する。

応援職員は、所管課長又は緊急対策課長の指示により行動する。

(3) 危機対策本部体制（危機レベル3）

市長を本部長とした地域防災計画に基づく災害対策本部体制を準用し、各局が連携して対処する。

第6 情報伝達

1 情報の収集・伝達

(1) 危機等の情報を得た職員は、別記様式「事件・事故等発生報告書（第 報）」に記載する内容を聴取し、速やかに上司に報告するとともに、「各対処表」に基づき伝達する。

(2) 情報内容は、断片的であっても速報として伝達し、詳細が判明した時点で、続報を報告する。

(3) 所管課は、情報管理の責任者を指定し、情報源の確認、情報の一元化及び情報の整理を行い、確定した情報を関係先等に報告する。

(4) 報告の様式については、別記様式「事件・事故等発生報告書(第 報)」又は同様式を準用した書式を使用する。

2 勤務時間外における伝達

(1) 危機に関連する情報を勤務時間外に得た場合は、「対処表 6」に基づき情報を伝達する。

(2) 「対処表 2 及び 3」における所管局への連絡先については、原則として各局の総務室等(初動対応課)とする。

(3) 危機の連絡を受けた各局の総務室等(初動対応課)は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第 1 報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。

(4) 情報を得た所管課長及び緊急対策課長もしくは危機管理課長等は、相互に情報を共有するとともに、所管部長、所管局長及び危機管理監に情報の提供を行い指示を仰ぐ。

(5) 前項により報告を受けた危機管理監等は、必要な指示を行うとともに、市長等に報告する。

(6) 所管課長及び緊急対策課長もしくは危機管理課長等は、相互に連携し必要な関係先へ情報を提供する。

3 勤務時間内における伝達

(1) 危機に関連する情報を勤務時間内に得た場合は、「対処表 7」に基づき情報を伝達する。

(2) 以下、「2 勤務時間外における伝達」を準用する。

第2章 事前対策

第1 危機に関する調査・研究

各局は、「対処表2及び3」で対象とする主な危機（以下「対象とする危機」という。）又は他都市で発生した新たな危機等について情報の収集に努め、本市で想定される危機発生の要因・危険度・被害などについて調査及び研究を行う。

第2 危機管理細部計画等の作成

各局は、対象とする危機に備えるため、次の構成例を参考に危機管理細部計画等を作成し、関係局等に周知するとともに、危機管理局に報告する。

また、必要に応じて修正を加え、全庁掲示板等により周知する。

危機管理細部計画等の構成例	
1 総則	(1) 目的
	(2) 定義
	(3) 基本方針
	(4) 責務
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上
	(2) 危機管理体制の整備
	(3) 情報伝達体制の整備
3 応急対策	(1) 情報の収集・連絡
	(2) 職員の動員計画
	(3) 応急対策の検討・決定
	(4) 応急対策の実施
	(5) 広報の実施
4 事後対策	(1) 復旧対策
	(2) 被害等の影響の軽減
	(3) 再発防止策の検討・実施
	(4) 対処の評価と細部計画の見直し等

第3 関係機関等との連携

各局は、対象とする危機に備えるため、国、県、その他の地方公共団体及びその他の関係機関等と平常時から連携及び協力の体制づくりを図る。

第4 訓練・研修の実施

各局は、対象とする危機に備えるため、所管する危機に対処するための訓練及び研修を実施し、危機管理細部計画等における対処手順などの検証を行い、計画の修正等に反映させる。

第3章 応急対策

第1 応急対策の検討・決定

1 検討・決定

各体制下における本部長等は、危機管理責任者会議で応急対策について検討を行い、その内容を決定する。

2 事務局の設置

応急対策を円滑に実施するため、危機の規模に応じて次の構成例により事務局を設置する。

(1) 危機監視体制及び危機警戒本部体制

班名	事務分掌
【総務班】 (危機管理局職員を含む。)	1 会議の設置及び運営 2 会議資料、記録の作成等 3 関係先との連絡調整 4 職員の服務
【対策班】 (危機管理局職員を含む。)	1 危機の分析 2 対処方針の検討 3 応急対策の検討 4 応急対策実施の調整 5 関係機関との連絡調整
【情報班】 (危機管理局職員を含む。)	1 被害情報の収集伝達 2 関係機関からの情報収集 3 県等への報告 4 通信手段の確保
【広報班】 (危機管理局・広聴広報課職員を含む。)	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 市民への広報 4 対策に係る記録

(2) 危機対策本部体制における事務局の設置については、地域防災計画に定める災害対策本部体制を準用し、危機事象に応じて本部広報課班、本部職員課班及び本部財務課班等を編成する。

第2 応急対策の実施

1 基本方針

各体制下の本部(以下「対策本部」という。)は、危機管理責任者会議で決定した対処方針に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを最優先に、関係機関と連携し応急対策を実施する。担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用して実施する。

2 市民の安全

危機の発生現場及び周辺地域において、市民の生命、身体及び財産に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、警察等の関係機関の協力を得て、最善の措置を講じる。

3 その他の措置

対策本部は、医療救護、防疫対策、立ち入り制限等の各種措置などが必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

4 応援要請

応援要請については、地域防災計画を準用するとともに、「九都県市災害時相互応援に関する協定」に基づき、関係機関又は他の地方公共団体等に対し迅速に応援を要請する。

第3 広報の実施

1 基本方針

対策本部は、市民の安全確保と情報不足による不安や混乱等を防止するため、関係機関の協力を得て迅速、適切及び効果的に広報を実施する。

担当部署及び対処項目等については、地域防災計画を準用し、時間的推移に応じた広報活動、報道機関への情報提供及び初期の問い合わせ窓口の設置等を実施する。

2 広報内容

広報内容については、危機の内容・規模等に応じて、市民が必要とする情報を精査し、おおむね次の項目について広報を行う。

想定される項目	
危機の発生場所及び発生時刻	避難の必要性の有無
市民のとるべき措置	危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
避難所の設置及び安否情報	交通規制及び各種輸送機関の運行状況
ライフラインの状況	被害状況と応急対策の実施状況
その他必要な事項	

第4章 事後対策

第1 復旧対策の推進

1 基本方針

対策本部は、危機の発生による市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

2 安全の確認

(1) 安全の確認については、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められる時点で早急に危機発生現場周辺地域の確認を行う。

(2) 安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、防災行政用同報無線(ひばり放送)、市のホームページ、広報紙及び関係機関による協力など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く市民に周知する。

3 各種制限措置の解除

対策本部は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除する。

第2 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機発生現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

2 風評被害の影響の軽減

対策本部は、関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

第3 再発防止策の検討・実施

1 検証

所管局及び危機管理局は、危機情報の入手から危機終息までの活動記録等を分析し、対処結果を検証する。

2 再発防止

所管局及び危機管理局は、危機発生の原因を調査し、検証結果及び課題を整理した上で再発防止策を検討し実施するとともに、関係局等に周知する。

第4 対応の評価と危機管理細部計画等の見直し

1 対応の評価

所管局及び危機管理局は、危機への対応に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、問題点の抽出、改善策の検討を行う。

2 危機管理細部計画等の見直し

(1) 所管局は、対応の評価による見直しを行った場合は、必要に応じて危機管理細部計画等の見直しを行い、速やかに関係局等に周知するとともに、危機管理局に報告する。

(2) 所管局及び危機管理局は、他都市において発生した危機についても情報の収集に努め、必要が認められた場合は、本市の危機管理細部計画等を修正する。

(別記様式)

相模原市事件・事故等対処計画 事件・事故等発生報告書(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在

危機 レベル	危機レベル3(全庁的な対処が必要)		危機情報連絡体制	
	危機レベル2(複数の局が連携して対処)		その他	
	危機レベル1(所管局が単独で対処可能)		例:現時点では判断できない	
危機レベル対象外(上記に該当しない情報提供等)				
人的被害	あり	今後発生するおそれあり	なし	不明
物的被害	あり	今後発生するおそれあり	なし	不明
報告者	所 属		連絡先	
	担当者			
概 要				
日時				
場所				
内容				
初期の 対応				
今後の 対応				
備 考				

注) 様式については、上記を原則とし、事案の内容に応じて変更する。

対処表1

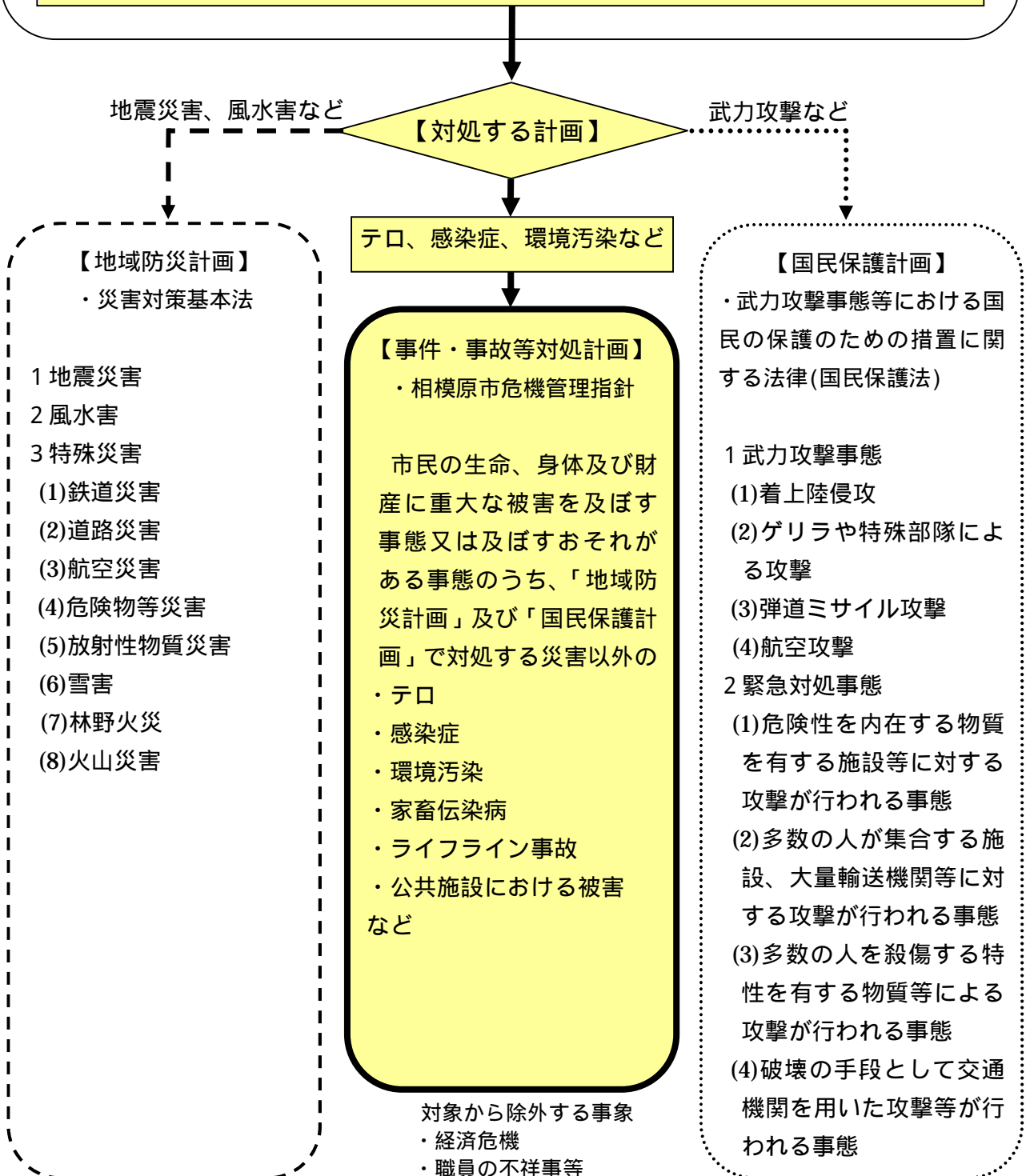
「事件・事故等対処計画」の位置づけ (P1、2)

「相模原市危機管理指針」 <抜粋>

目的「この指針は、相模原市における危機管理の基本を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。」

危機の定義

「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」



対処表2

「事件・事故等対処計画」で対象とする主な危機と所管局等【事象別】 (P8, 9)

	対象とする主な危機	所管局等
1	所管局等が明確でない全ての危機	危機管理局
2	市長等の公務停滞	
	市長、副市長、教育長への危害	秘書課・教育局
	市議会議員への危害	議会局
	要人への危害	所管局
3	犯罪	
	凶悪犯人の逃走、立てこもり等	危機管理局
	テロ	危機管理局・消防局
4	公共施設等	
	市が管理する公共施設等に係る危機	所管局
	市有財産の重大な侵害	企画財政局・所管局
5	情報	
	市が管理する個人情報等の漏洩、流出、紛失等	所管局
	情報システムの障害、停止	企画財政局・所管局
6	健康福祉	
	児童福祉施設等利用者への危害	こども・若者未来局
	福祉施設利用者への危害	健康福祉局
	・大規模な食中毒　・大規模な感染症 ・飲料水汚染 ・毒物・劇物、医薬品等による被害 ・原因不明の未知の健康被害	健康福祉局
7	環境	
	農作物・家畜の伝染性疫病被害	環境経済局
	有害物質の漏洩	環境経済局
	大気汚染・水質汚濁等	環境経済局
	廃棄物の不法投棄	環境経済局
8	土木	
	道路・橋梁・トンネル・河川に関連する危機	都市建設局
	下水道・簡易水道・農業集落排水施設の機能停止、障害	都市建設局
	公共工事に係る危機	所管局
9	教育	
	教育施設に係る危機	教育局
	児童・生徒への危害	教育局

	対象とする主な危機	所管局等
9	教育施設利用者への危害	教育局
	給食による食中毒	教育局
10	行政機能の停滞	
	施設の障害、職員への危害	所管局
	行政の手続き不備による危機	所管局
	財政運営等に係る危機	企画財政局・会計課
11	野生動物等	
	野生動物(鳥獣)等による危機	環境経済局
	生活害虫等に係る危機	保健所
12	各種行事	
	市内で開催される行事等における危機	所管局
13	その他	
	大規模なライフライン危機(電気・ガス・水道・電話)	危機管理局
	核物質・生物剤・化学剤による危機	消防局
	不発弾処理に係る危機	危機管理局
	不審集団等の活動の活発化による危機	危機管理局
	在日米陸軍施設内で発生した事案に係る危機	総務局

【各局の初動対応課】

	局	初動対応課	役割
1	総務局	総務法制課	初動対応課は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第1報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。
2	企画財政局	企画政策課	
3	市民局	区政支援課	
4	健康福祉局	健康福祉総務室	
5	こども・若者未来局	こども・若者政策課	
6	環境経済局	環境経済総務室	
7	都市建設局	都市建設総務室	
8	各区役所	地域振興課	
9	教育局	教育総務室	
10	議会局・行政委員会	議会総務課	
11	消防局	指令課	

対処表3

「事件・事故等対処計画」で対象とする主な危機と所管局等【所管局別】 (P8、9)

	局	部	対象とする主な危機
1	秘書課		市長、副市長への危害
2	危機管理局		所管局等が明確でない全ての危機
3	危機管理局		テロ (国民保護計画に定める緊急対処事態に至らない危機)
4	危機管理局		不発弾処理に係る危機
5	危機管理局		凶悪犯人の逃走、立てこもり等
6	危機管理局		大規模なライフライン危機(電気・ガス・水道・電話)
7	危機管理局		不審集団等の活動の活発化による危機
8	総務局	総務部	市が管理する個人情報等の漏洩、流出等
9	総務局	渉外部	在日米陸軍施設内で発生した事案に係る危機
10	企画財政局	企画部	情報システムの障害、停止
11	企画財政局	財務部	市有財産の重大な侵害
12	企画財政局	財務部	財政運営等に係る危機
13	企画財政局	税務部	市が管理する個人情報等の漏洩、流出等(税務)
14	市民局		市が管理する個人情報等の漏洩、流出等(戸籍等)
15	会計課		財政運営等に係る危機
16	健康福祉局	福祉部	福祉施設利用者への危害
17	健康福祉局	保険高齢部	福祉施設利用者への危害
18	健康福祉局	保健所	・大規模な食中毒 ・大規模な感染症 ・飲料水汚染 ・毒物・劇物、医薬品等による被害 ・原因不明の未知の健康被害
19	健康福祉局	保健所	生活害虫等に係る危機
20	こども・若者未来局		児童福祉施設等利用者への危害
21	環境経済局	経済部	農作物・家畜の伝染性疫病被害
22	環境経済局	環境共生部	大気汚染・水質汚濁等
23	環境経済局	環境共生部	有害物質の漏洩
24	環境経済局	環境共生部	野生動物(鳥獣)等による危機
25	環境経済局	資源循環部	廃棄物の不法投棄
26	都市建設局	まちづくり計画部	市営住宅に係る危機
27	都市建設局	まちづくり事業部	市営自転車・自動車駐車場に係る危機

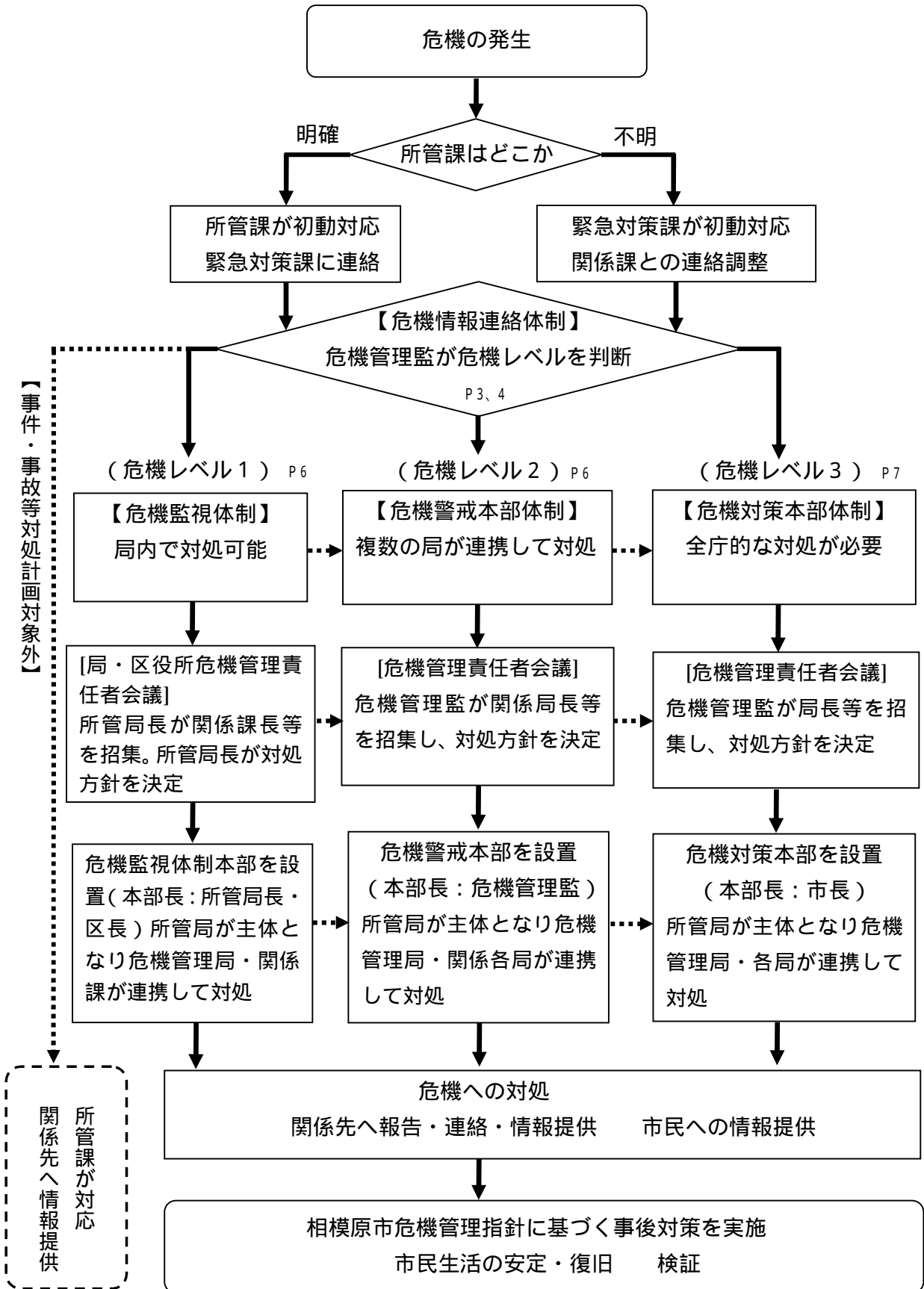
	局	部	対象とする主な危機
28	都市建設局	道路部	道路・橋梁・トンネル・簡易水道・河川に関連する危機
29	都市建設局	下水道部	下水道・農業集落排水に関する危機
30	区役所		市が管理する個人情報等の漏洩、流出等
31	教育局	教育総務室	教育長への危害
32	教育局	総合学習センター	教育施設に係る危機
		学校教育部	教育施設利用者への危害
		生涯学習部	
33	教育局	教育環境部	市立小学校及び中学校の施設に係る危機
34	教育局	学校教育部	児童・生徒への危害
35	教育局	教育環境部	給食による食中毒
36	議会局		市議会議員への危害
37	行政委員会	市選挙管理委員会	要人への危害
38	行政委員会	監査委員事務局	
39	行政委員会	人事委員会事務局	
40	行政委員会	農業委員会事務局	
41	消防局		核物質・生物剤・化学剤による危機
42	消防局		テロ
43	各局共通	市が管理する公共施設等に係る危機	
44	各局共通	市が管理する個人情報等の漏洩、流出等	
45	各局共通	情報システムの障害、停止	
46	各局共通	行政機能の停滞(施設の障害、職員への危害、行政の手続き不備)	
47	各局共通	市内で開催される行事等における危機	
48	各局共通	要人への危害	
49	各局共通	公共工事に係る危機	

【各局の初動対応課】

	局	初動対応課	役割
1	総務局	総務法制課	初動対応課は、局が所管する危機の連絡窓口を担当し、第1報の連絡を受けた後、局内の所管課に連絡するとともに当該所管課と連携し対処する。
2	企画財政局	企画政策課	
3	市民局	区政支援課	
4	健康福祉局	健康福祉総務室	
5	こども・若者未来局	こども・若者政策課	
6	環境経済局	環境経済総務室	
7	都市建設局	都市建設総務室	
8	各区役所	地域振興課	
9	教育局	教育総務室	
10	議会局・行政委員会	議会総務課	
11	消防局	指令課	

対処表4

危機発生時における対処の流れ (P2 ほか)



危機レベルの判断基準 (P3)

【危機情報連絡体制】(P4)

危機の情報を入手し、本計画での対処が予測される場合は、「危機情報連絡体制」として体制を整え、情報収集及び関係先への情報提供を実施する。危機の原因、規模等を総合的に判断し、危機レベルへの移行を判断する。

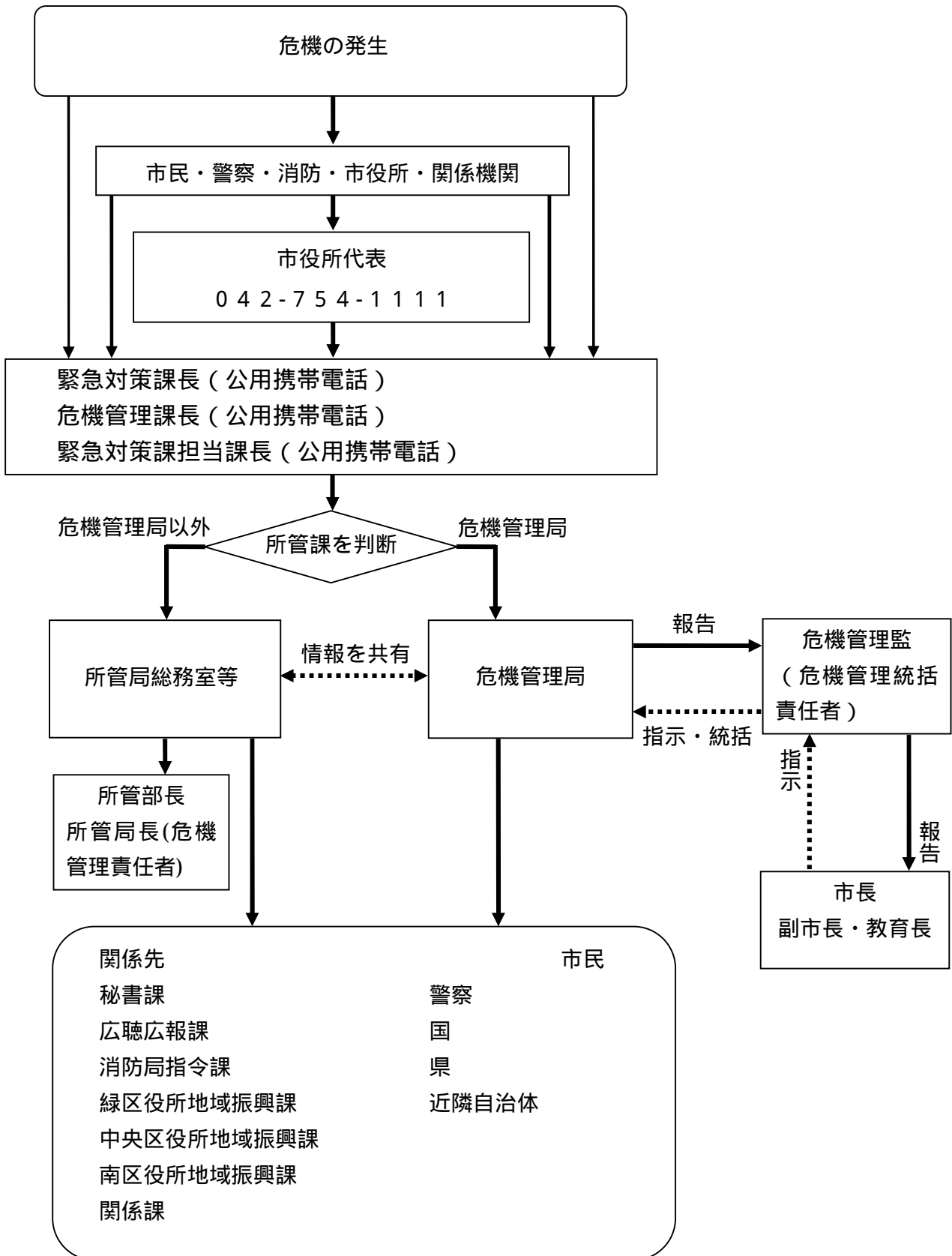


危機レベルの判断は、下表の「配備基準」及び「市の体制」を判断の目安とし、危機管理監が所管局長等と協議の上、危機を総合的に判断して決定する。

危機レベル	配備基準	市の体制
危機レベル1	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、局内で対処が可能。	【危機監視体制】 ・本部長：所管局長・区長 ・所管局が主体となり危機管理局・関係各課が連携して対処
危機レベル2	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が大きく、複数の局が連携して対処する必要がある。	【危機警戒本部体制】 ・本部長：危機管理監 ・所管局が主体となり危機管理局・関係各局が連携して対処 ・地域防災計画に定める「特殊災害警戒本部体制」を準用
危機レベル3	被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要である。	【危機対策本部体制】 ・本部長：市長 ・所管局が主体となり危機管理局・各局が連携して対処 ・地域防災計画に定める「災害対策本部体制」を準用

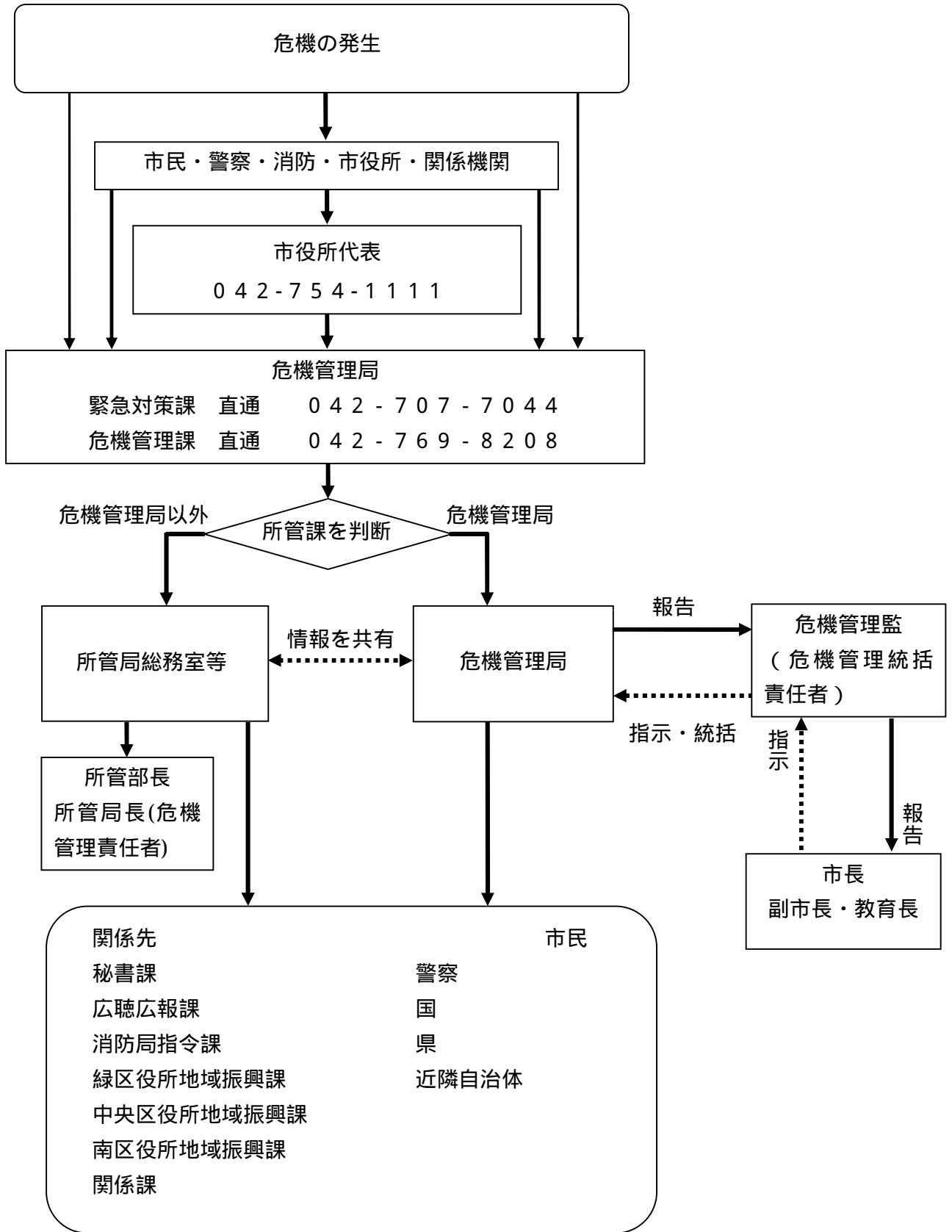
対処表6

危機発生時における情報伝達の流れ【勤務時間外】(P7、8)



対処表7

危機発生時における情報伝達の流れ【勤務時間内】(P7, 8)



平成 23 年 8 月策定

平成 25 年 4 月改定

平成 29 年 4 月改定

問い合わせ先

相模原市 危機管理局 危機管理課

直通：042 - 769 - 8208

FAX：042 - 769 - 8326

メール：kikikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

対処表2の区分	局	課	マニュアル・対応フロー等の名称	目的又は内容	
1	3 犯罪	危機管理局	緊急対策課	凶悪事件発生時等緊急連絡体制	凶悪事件の発生により、市民への被害が予測される場合の連絡体制や避難先の開設手順について定めた。
2	3 犯罪(テロ)	消防局	消防局	NBC災害活動マニュアル(平成23年度から運用)	NBC災害における消防の活動要領を定めたマニュアル。 活動原則、除染活動、広報など
3	4 公共施設等	企画財政局	管財課	施設事故対応報道フロー	市の施設において事故が発生した場合の対応フローを定めた。
4	4 公共施設等	企画財政局	管財課	不審者対応マニュアル	本庁舎における不審者への対応フローを定めたマニュアル。
5	4 公共施設等	環境経済局	公園課	都市公園における遊具の安全確保に関する指針	都市公園において、子どもの遊戯施設の利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項を定めた指針。
6	4 公共施設等	教育局	スポーツ課	所管施設ごとに指定管理者が危機管理マニュアルを定めている。	自然災害、事故、盗難、不審者等への対応を定めた危機管理マニュアル
7	5 情報	企画財政局	情報政策課	グループウェア危機管理手順書	グループウェアシステムのサービス不能状態、ウイルスの感染又は疑わしい症状を発見した場合の手順書。
8	5 情報	市民局	区政支援課	オンラインシステム・戸籍システム障害発生時対応マニュアル	オンラインシステム(住民登録・印鑑登録・外国人登録)及び戸籍システムの障害発生時の初動対応、障害復旧後の対応について定めたマニュアル。
9	5 情報	区役所	区民課	相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規程	市が所管する電子情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに電子情報資産の安全管理対策を実践するにあたっての基本的な考え方及び方策を定めた規定。
10	5 情報	区役所	区民課	情報セキュリティ対策基準	相模原市職員の電子情報資産の安全管理対策に関する規程に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたっての遵守すべき事項や判断等の統一的な基準として必要な事項を定めた。
11	5 情報	教育局	生涯学習課	公民館電子情報資産管理実施手順書	電子情報の管理、セキュリティ事故への対応等について定めた手順書。
12	6 健康福祉	健康福祉局	高齢者福祉課	相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討会議並びに検討チーム設置要綱	本市における高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び総合的支援を図ることを目的とした要綱。

対処表2の区分	局	課	マニュアル・対応フロー等の名称	目的又は内容	
13	6 健康福祉	健康福祉局	高齢者福祉課	相模原市徘徊高齢者等SOSネットワークシステム運営事業実施要綱	認知症高齢者等を介護している家族等の精神的、身体的負担の軽減を図るとともに、高齢者等の生命と安全を守るため、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見と保護を行うための「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の運営に必要な事項について定めた要綱
14	6 健康福祉	健康福祉局	保育課	相模原市保育所防犯の手引き	不審者や危害を加えるおそれのある者から保育所の子どもを命を守り、安全に保育することを目的とした、防犯対策を講じるための手引書。
15	6 健康福祉	健康福祉局	保育課	安全衛生チェックリスト	保育所における日々の安全管理について、広い視野から保育園の安全衛生対策・環境衛生に関する確認を行うためのチェックリスト。
16	6 健康福祉	健康福祉局	疾病対策課	新型インフルエンザ対応マニュアル	「相模原市健康危機管理基本指針」の原因分野別要領である「感染症にかかる健康被害対策要領」に付随するマニュアルとして新型インフルエンザに対する医療体制の基本を定めたマニュアル。
17	6 健康福祉	健康福祉局	疾病対策課	鳥インフルエンザ対応マニュアル	鳥インフルエンザ患者の発生に備えた準備、発生時の対応について定めたマニュアル。
18	6 健康福祉	健康福祉局	生活衛生課	災害時における食品衛生確保マニュアル	災害発生時における被災者への食料供給を行うにあたり、食中毒予防のための衛生確保を図り、救援食料等による食中毒の発生を未然に防止することを目的としたマニュアル。
19	6 健康福祉	健康福祉局	生活衛生課	相模原市食中毒対策要綱・食中毒処理要領	食品衛生法に基づく食中毒の迅速かつ的確な処理並びにこの教訓を事後の食中毒予防対策に生かすため、原因究明、被害の拡大防止及び関係機関との連携等について必要な事項を定めた要領。
20	7 環境 (家畜伝染病)	環境経済局	農政課	口蹄疫発生時対策会議要綱	本市における口蹄疫患者発生時の対策を、円滑・迅速に実施するため、対応措置、作業協力班の編成等を定めた要綱
21	7 環境 (高病原性鳥インフルエンザ)	環境経済局	農政課	高病原性鳥インフルエンザ発生時対策要綱	本市における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対策を、円滑・迅速に実施するため、対応措置、作業協力班の編成等を定めた要綱
22	7 環境	環境経済局	環境保全課	大気汚染緊急時措置要領	光化学スモッグ等による被害の未然防止を図るため、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱第13条に基づき、光化学スモッグ注意報等発令時における連絡体制及び被害情報の収集並びに被害発生時の対応について必要な事項を定めた要領。
23	7 環境	環境経済局	廃棄物指導課	不法投棄対応フロー、環境汚染対策フロー	不法投棄の発見(通報)から初動対応及び関係機関への情報提供など定めたフロー図
24	8 土木	都市建設局	土木政策課	凍雪害防止マニュアル	凍雪害時の情報連絡体制、活動体制及び情報処理について定めたマニュアル。

対処表2の区分	局	課	マニュアル・対応フロー等の名称	目的又は内容	
25	8 土木	都市建設局	中央土木事務所	道路補修課 緊急連絡処理方法	休日等における、道路の陥没補修、破損した道路施設の撤去等に対応するための処理方法を定めた。
26	9 教育	教育局	教育総務室	相模原市教育委員会危機管理対策会議設置要綱	相模原市教育委員会が所管する全ての事業に対する危機に的確で迅速な対応を図ることを目的に設置する相模原市教育委員会危機管理対策会議の組織及び運営等について必要な事項を定めた要綱。
27	9 教育	教育局	教育総務室	相模原市立小中学校インフルエンザ防疫対策実施要領	神奈川県「インフルエンザ防疫対策実施要領」に基づき、相模原市立小中学校において、予防措置の徹底を図り、インフルエンザ防疫対策を実施するために必要な事項を定めた要領。
28	9 教育	教育局	教育委員会	学校安全の手引	学校における児童・生徒の生命を守り安全を確保するため、校内・外における事故防止、地震・火災・風水(雪)害への対応、防犯危機管理、感染症・食中毒等への対応等を定めた手引書
29	9 教育	教育局	教育委員会	相模原市立小・中学校における情報セキュリティ基本方針	市立小・中学校が所管する情報資産の機密性、安全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する安全管理対策を実践するにあたっての基本的な考え方及び方策を定めた基本方針
30	11 野生動物等	環境経済局	水みどり環境課	ツキノワグマ対応マニュアル	「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、本市において人身被害が発生する危険性がある場合の緊急的な対応方針を定めたマニュアル。
31	11 野生動物等	環境経済局	水みどり環境課	鳥獣等対応マニュアル	市民から寄せられる生き物全般に関わる問合せに対し、庁内で統一的に迅速な対応を図ることを目的としたマニュアル。
32	13 その他	総務局	渉外課	米軍基地における事件・事故等に係る対応	米軍基地における事件・事故等に対する市の対応について、連絡・報告体制、対策会議の開催、米国・国との協議について定めた。
33	危機全般	総務局	職員厚生課	動員職員支援マニュアル	大規模災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における動員職員への支援に関して必要なことを定めたマニュアル。
34	危機全般	総務局	広聴広報課	事件・事故、業務上ミス等発生時の報道対応	事件・事故、業務上のミス等が発生した場合、報道機関へ正確な事実関係を速やかに提供することにより、市民の不安解消や被害拡大防止等に資するための対応を定めた。
35	危機全般	健康福祉局	健康福祉総務室	事件・事故対応票(健康福祉局)	健康福祉局に関連する、人の生命に影響(間接的なものも含む)のある事件・事故が発生した場合の対応票。